

## もとぶまちづくり新・珍・面推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この補助金は、町内における新たな観光コンテンツの創造や産業の創出、文化の継承など町の活性化を目的に地域団体等が実施する事業に対し、その経費の全部または一部を補助することを目的とする。

### (補助対象団体)

第2条 この補助金の補助対象団体は、本部町内の地域団体等とする。

### (定義)

第3条 地域団体とは、法人格を持たない任意の団体で、かつ、本町に事業所を置く団体をいう。

### (交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、町長が承認したもとぶまちづくり新・珍・面推進事業計画（以下「事業計画」という。）に掲載された事業のうち、次に掲げる経費に対して、予算の範囲内において交付する。

- (1)本事業を実施することにより、継続的に観光誘客および地域の活性化につながることを期待できる事業の経費
- (2)その他町長が認めるものに要する経費

### (交付外経費)

第5条 補助金の交付の対象とならない経費は、次の通りとする。

- (1)人件費
- (2)食料費
- (3)建設費
- (4)個人及び団体の資産形成になるもの
- (5)その他事業外経費

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、1地域団体あたり100万円以内とする。ただし、町長が特別に認める場合はその限りでない。

### (事業計画の作成及び提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画を作成し、当該計画を町長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象事業等の名称及び概要
- (2) 交付対象事業等の目的、効果及び実施内容

(3) 交付対象事業等に要する費用

(4) その他必要な事項

(事業計画の承認)

第8条 町長は前条の規定により送付された事業計画の承認について、あらかじめ事業計画審査会の意見を聴くものとし、その結果を申請者に通知するものとする。

2 事業計画審査会は、副町長、総務課長、企画商工観光課長、農林水産水産課長および補助金申請のあった事業の関係課長をもって構成する。

(補助申請等)

第9条 補助金の申請及び実績報告等については、本部町補助金等の交付に関する規則(昭和54年規則第2号)に準ずる。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。